

運営委員会規程

運営委員会規程

第 1 条 運営委員会（以下「委員会」という。）の職務は、他の規程によるもののほか、この規程に定めるところによる。

第 2 条 委員会は、委員 5 名をもって組織する。

2 委員は、理事会が選任したものがあたる。

3 委員長は、委員の互選とする。

第 3 条 委員の任期は 4 年とする。ただし、再選は妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第 4 条 委員会は、委員長がこれを召集する。

2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第 5 条 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。

第 6 条 委員会は、定款に定める土地改良事業及び経費の分担、土地改良区の運営についての理事長の諮問に答申し、又は委任された事項を議決して理事長に報告するものとする。

第 7 条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、委員として委員会議決に加わる権利を有しない。

第 8 条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて職員その他の者の出席を求め意見を徴することができる。

第 9 条 委員には、費用弁償を支給する。

第 10 条 委員長は、委員会で定める事項の外、常例に属する軽易な事項を専決処理することができる。

付 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から適用する。